

令和6年度 亘理町いじめ問題再調査委員会  
第18回委員会 会議録

- 開催日時 令和6年6月19日（水）午後2時30分
- 開催場所 悠里館 3階 視聴覚ホール
- 出席者 長谷川啓三委員長、鎌田健司副委員長、神春美委員、  
佐々木央委員、川端壮康委員
- 説明のために出席した者  
久保参事兼総務班長

【公開】

（久保総務班長）ただいまから第18回亘理町いじめ問題再調査委員会を開会させていただきます。初めに長谷川委員長からご挨拶を頂戴いたします。

（長谷川委員長）まとめの段階の議論という事で、そういう意味では少し時間がかかっておりますが、報告としては順序としてはまとめの方向という事でできております。

今日も資料たくさん出ておりますので、活発な議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

資料が出ておりますが、その前に、先ほどご説明ありました

要望書というものも出てる。これ少し目を通していただくの  
がいいかなと思います。それで前回、その前も出ておりました、  
このヒアリング及び資料の個人情報の扱いというところで議論を  
少ししたように存じますが、ご両親としては細心の注意を払うと  
同時に、そのためによくわからないような内容にはしない方が  
いいというご要望が一つあります。この辺も具体的にまとめに  
なりますので、あたるところがありましたら議論をしていただき  
たいと思います。今日はどちらからやりますかね？僕は副委員  
長の出していただいたものを検討するところから始めるのが  
いいと思いますがよろしいでしょうか？

(神委員) いいんですけど、要望書あがっていて、メールで送  
られてきたので、一通り目は通させていただきましたけど、せ  
っかくいらっしゃるんだから、簡単に説明してもらおう方が  
いいんじゃないですか？

(佐々木委員) いいと思います。

(長谷川委員長) それではお願いします。

(父：〇〇さん) 目を通していただけるとご理解いただけると思いますが、いよいよまとめの時期っていう事もありますので要望事項としましてまとめ方。これは私どもにどうこう言える立場ではないのは重々承知しておりますが、我々の思いをくみ取っていただければなと思って記載させていただきました。あと個人情報の扱いというところにつきましては個人情報はもちろん大切なことですが個人情報に配慮した形でこういった指導があったとか、こういう風な事があったとか、その辺っていうのがはっきりわかるように記載した方が、前の答申ではわかりにくかった部分がわかりやすくなるだろうし、我々以外でも前回の答申を読んだ方々が、こういう事があったからこうだったからこういう風に、再調査の時にはこうなったんだってわかるような形にさせていただきたいなという思いがあって記載させていただきました。

(長谷川委員長) はい、ありがとうございました。

それではほかになれば、鎌田委員から出されてる資料は、まとめに関わるところで丁寧に作っていただいていますので、改めてご説明をいただくところから始めたいと思います。

そしてまた非公開にした方がいいというところを感じましたら、やっぱりそこでご退出していただくことになるかもしれませんが、まずは始めたいと思います。よろしく鎌田委員からお願いします。

(鎌田委員) 表紙の部分は前に神委員が送っていただいたものそのままになっておりまして、そのあとめくって2P目から目次となっておりますが、その目次はですね、まず第一部のところは赤字で書いてある通り、第1と第3は神委員が執筆したところで第2、第4はそれを受けて事務局久保さんの方で作ったものになりますので、既にあるものになります。第2部で自死に至る経過と背景事情とあるんですが、ここは佐々木委員が執筆したものを、単にタイトルの部分を抜き出しただけになります。もうそのまま抜き出しておりますの

で、消した跡とかは佐々木委員が消したものがそのまま残っているだけになっています。そして4Pのところにおいて…この赤で修正している部分はですね、23、26にしてあるのは佐々木委員の執筆のところは②③になっていたのです。ここは②⑥に変えていただいた方がいいんだと思います。

それからそれが自死に至る経過と背景事情でして、それを受けて「第3部自死の原因」ということで、これは川端委員が執筆した「自死の原因と提言」（前回配付資料）とあるものの「自死の原因」の部分だけをタイトルをそのまま書いたものになります。で、このA、B、Cとかなっててですね、その上の佐々木委員のところは①、②になったりするんでこのあたりはまた後で合わせなければいけない部分かなと思いますが、自死の原因を受けて「第4部」のところ「再発防止への提言」。これは川端先生が執筆した「自死の原因と提言」の中の提言の部分が1から4となっております。で、5、6はですね佐々木委員が執筆した本委員会の見解だったかな？の中で提言に触れてる部分があって、それを5、6の中に追加した形になります。なので今提言として出ているもの

は文字化されてるものはこれになるのかなと思います。

(佐々木委員) そうですね。

(鎌田委員) 第 5 部のところに佐々木委員執筆の本委員会の見解というものを書いてますがここもちょっと最後の方はちょっと⑤は⑥じゃないか、⑤が⑦じゃないかとかはありますんで、ここは直す必要があるんですが、ただこの部分は要するにこれまでの経過のまとめであったり、あるいは自死の原因に関する記載が結構含まれていてですね、この下の赤字で書いてある、※印で書いてある通り第 5 部の 1~6 は、第 2 部、第 3 部と重複してるんだと思います。なので私としてはこの 1~6 はこのまま全部載せるのではなくて、この中の残すべき部分を第 2 部、第 3 部の方に入れ込んだ形に集約していった方がいいのかなと思っています。そのうえでこの第 5 部のところは 7 の「自死後の学校および教育委員会の対応の検証」だけにして、今日それが佐々木委員執筆のが出していただいたので、それをこの第 5 部としてやると、全

体の流れとしては、なんとなくできるのかなという気がしています。で、それが本文の目次でして、そのあと 6P にて別紙として 1~5 を付けますということにして、7P のところから本文が始まるイメージで、ここにほんとは第 1 部「再調査開始に至る経緯及び活動状況等」と入れるんでしたね。ここは第 1 部のことで、ここはほぼ神委員が書いたものになりますので、あまりいじってないです。

ここ（9P）に事務局作成のものを入れ込んだ形になってまして、ここがあまり長くなるとどうだろうという意見が佐々木委員からありましたので、別紙の形にして後ろの方に出てくるイメージですね。今でこそ 9P ですが、8P のところに第 2 部から第 5 部の何十ページかが入るので、9P のところは百何十ページとかになるイメージになりますけど…そんな感じで、あと別紙としては、諮問とご遺族の要望書が入るイメージでどうかなと思っています。全体の構成として議論したうえで思い作ってきました。

（長谷川委員長）はい。ありがとうございます。

どうですか？佐々木委員は？

(佐々木委員) いいですか。大幅に割愛されそうな立場なので…説明も含めて自己弁論をしつつ…聞いていただきたいんですけど…自分の頭の中で書いちゃっているのに、全体構造が皆さんに伝わらないまま文章を大量にお渡ししている結果になったことをお詫びします。

それで、神委員から、いろんな自殺の理論を、我々の間で採まないものを私が勝手に使って書くことは如何なものかと言われましたので、自殺の対人関係理論という有力理論は全部外しました。外した箇所も今お渡ししています。

それから鎌田委員から大分事実関係の認定のところと重複があると言われた部分は相当程度軽くして端折って、二度同じように書くという書き方はしていません。

今渡されている（鎌田副委員長作成資料の）「第5部」とされている部分ですね「本委員会の見解」というものは、大分軽くなっているので、できれば後でお読みいただければと思います。理論を外したことと事実関係との重複を軽くしてい

るということです。

私の考え方としては、事実認定というのはかなり厳密に、自死に関わる事実認定だけれども、そこには、こちらの委員会としての見方とか、原因に関わる部分とかは全部捨象して、ニュートラルに事実はどうだったのかっていうことを追及する、それが第2部であると。

私が書いた「第3部本委員会の見解」というのは、どのようにして彼が〇〇さんが追い詰められていったのか、そこまでいったのかってことを、今度は自死というものをキーワードとして読み解いた時に、居場所をここで失ったんだとか、ここで安心感がなくなったんだとか、ここでみんなに負担をかけてるっていう非常に強い負担感を持ったんだというようなことを、所属間の減弱とか自殺遂行能力とかそういう言葉は使わずに、追い込まれていく過程を拾い上げる形で我々がもう一回彼の人生を読み直すという形で記述しているのが第3部の実は普通の洋数字の1、2。まるカッコいっぱいありますけど第5部のこの鎌田先生につくっていただいた5Pの第5部のところ見ていただくと1「概要」、2「〇〇さん

の幼少期」、3「中学入学後、〇〇さんが自死に至る経過」、これ分かりにくかったんですけどここで自死に至る経過を我々の方で見直すとこういう風に追い込まれていったんだよと。何でかっていいますとご存じの通り自死っていうのは決して1個の原因で起きるわけじゃないし山谷ある中でやっぱり谷間の部分で起きたりするので突発的なものが効いたりもするっていう事で決してこれが直接効いて自死に至ったっていうようなそういう記述を許すケースは非常に少ないとされているので流れとしてきちんと彼の人生を捉えなおすというのが第3部の3までの試みです。洋数字の単なる3ですね。自死直前から自死までです。

(川端委員) ちょっと。実際にその構成に関わるような話に入ってると思うんですけど、その話を続けるようだったら非公開にした方がよくないですか？

(佐々木委員) 全然大丈夫だと思いますよ。この間も中身に関わるって言われましたけど誰の名誉棄損にもならないし、

侵害にもならない…。

(川端委員) 内容が分かりますよね。

(佐々木委員) いや、作り方の問題ですから。問題ないと思います。

(長谷川委員長) じゃあほかの委員どうですか？

(佐々木委員) 私は強く公開を求めます。

(長谷川委員長) まあ公開といっても適当なところで線引きをしないと。

(佐々木委員) 理由が分かんないんですよ。何で駄目なんですか？

(川端委員) どういう項目立ってるかっていうことをやれば

見る人が見たらどういう内容か分かりますからね。

(佐々木委員) どうしてそれが傍聴する方に分かってはいけないのかが分からない。どうせ公開しますよね、我々。

(川端委員) それはこの会議も非公開の部分があるという事。理由は同じじゃないですか？

(佐々木委員) 本来公開すべきなんですよ、会議っていうのは。これ公費で行われていてですね、そのどこにも逃げも隠れもしないで議論をオープンでやるっていうのが本来の公の会議の在り方だと思いますよ。

(川端委員) だからその結論がこの途中までで話し合ってきたこととかどういう事が検討されたかということに縛られないために非公開でやってるという意味があると思うんですけど、それをこの段階でまだ結論が出る前に色々なものオープンにしてくということはちょっと僕は今の段階では…。

(佐々木委員) 色々なものというほどオープンにはしていないしオープンにしたからといって何の問題もないんじゃないですか？

(長谷川委員長) 今あの佐々木委員は今ご発言があったけれども、その部分じゃなくて佐々木委員としてのこの構成等に関するご発言は終わったのかな？

(佐々木委員) まだ途中です。

(長谷川委員長) そこまでちょっと聞いてから非公開にしませんか？

(佐々木委員) 私は今構造を説明してるだけで項目について説明してるわけじゃないですからね。3までは従って〇〇さんが追い込まれていく過程を書いていると。で、4、5、6は本委員会の見解ということで主に学校の指導の問題をこの

中から抜き出して書いています。4、5、6で指導とか学校全体の様子とかで個別に〇〇さんに対してはどうだったのかっていう事を抜き出して書いています。そういう意味では1、2、3と4、5、6は別のことです。だから別の部を立ててもいいくらいの問題です。これは基本的にはこの委員会はつまり学校現場においてどういう対応がありえたのか、なされる可能性があったのか、みたいなことを教訓としては引き出すべきことだと受け止めていますので、この学校現場についてきちんと項目立てることは重要なことだという風に思いました。したがって第5部と書かれてあるものの1から3までと4、5、6は違った性質、性格のまとまりになっています。ということでおっしゃる通り私の第5部とされてある1~3までと川端先生の1、2、3っていうところは多分重複するところがあるんですけど、読んでいただければ分かるように、原因を探り出すみたいな書き方ではないので、ス〜ッとどうしてそうなったのかっていうことが分かって、そのあとから、その過程過程で、これがもっと追い込んでいったよ、火種になったよっていう事が分かるような書き方にしたつ

もりですので、入りやすいんじゃないかと思うんですよね。  
それでその 1、2、3 の中にすでに川端先生が書かれたもの  
の中で自傷行為の問題とか全体のまとめとか色々な部分につ  
いて学校側の不適切な指導とかそういうものはかなり取り  
込んでございます。

(長谷川委員長) はい、ありがとうございました。それじゃ  
あこれから議論の中身に入っていきたいと思います。で、こ  
この段階で非公開にさせていただきます。